

○日本育英会運動施設等運営規程

昭和47年11月24日

達第599号

(目的)

第1条 この規程は、日本育英会事務所管理規程第8条の規定にもとづき、日本育英会本部に設置されたテニスコート、ピッチングコート、バレーコート、バスケットコート等（以下「運動施設」という。）および文化、教養、親睦、運動等のため、会議室、小会議室、休養室、集会室、食堂等（以下「会議室等」という。）の円滑なる運営を図ることを目的とする。

(福利厚生運営委員会内規への委任)

第2条 前条の目的を達成するにあたり、広く職員の意見を徴するため、福利厚生運営委員会を置く。福利厚生運営委員会については別に定める福利厚生運営委員会内規の定めるところによる。

(運営および管理の委任)

第3条 運動施設の有効な運営をはかるため当該施設の運営および備品の管理は、愛好者で組織する各サークル（以下「各サークル」という。）に委任することができる。

2 文化、教養のために使用する備品の管理についても、各サークルに委任することができる。

(公平な利用)

第4条 前条の規定により運営および管理を委任された各サークルは、広く本会に勤務する者が利用できるように運営しなければならない。

(会議室等の使用)

第5条 会議室等については、それぞれの施設本来の目的ならびに業務に支障のない限りにおいて、本会役職員の文化、教養、親睦、運動等のための使用を許可することができる。

(使用許可申請)

第6条 前条の規定により会議室等を使用する者は、あらかじめ管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の申請には、日本育英会事務所管理規程施行細則第6条の規定を準用する。

(使用許可の取消)

第7条 前条の規定により使用を許可した後においても、施設本来の目的および業務の都合等により、その使用許可を取り消すことができる。

(使用時間の制限)

第8条 運動施設および会議室等の使用時間は、21時までとする。

附 則

この規程は、昭和43年5月15日から施行する。

附 則

この改正規程は，昭和47年11月24日から施行し，昭和47年11月 1 日から適用する。